

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- ① 教職員、児童の人権意識の醸成に努め、お互いの多様性を認め合える学校文化を全ての教育活動の基盤とする。
- ② 人間の良さ「温かさ、優しさ、おおらかさ等」をピア・サポート教育（ふわぽか活動）の中に価値付け、全ての教育活動に反映させる。
- ③ 「いじめを許さない」という毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団作りや雰囲気作りに努める。
- ④ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、もし、いじめられている子がいれば早期解決を図り、その子の安全を最後まで守り抜く。
- ⑤ 未然防止、早期発見、早期解決のために、教職員が一丸となって教育活動にあたると共に、保護者や関係機関、専門家との連携を図る。

【未然防止】

- ① 全ての教育活動において、人権意識や命を大切にする心を醸成する。
- ② 明るく笑顔で挨拶や返事の励行を通して、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ③ 「わかる授業」の創造、実践や個別指導の充実を図り、学習に対するストレスを軽減する。
- ④ 「温かい聴き方、心を込めた話し方」を通して、互いに相手を尊重し合える集団作りを行う。
- ⑤ 学級活動や行事の中に、ピア・サポート的な活動（ふわぽか活動）を取り入れる。
—昨年度の取り組みの評価—
・「ふわぽか活動」を価値づけていくことで、子ども達同士の温かな関わりが具現化できた。

【早期発見】

- ① いじめに繋がる言動を見逃さず、常に職員間で児童の情報を共有する。
- ② 保健室や教育相談員からの情報提供を受け、それを共有する。
- ③ 7月、10月、1月の生活アンケート調査の実施。
- ④ 本読みカードや日記、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して、児童の実態を把握する。
—昨年度の取り組みの評価—
・生活アンケートからいじめ、いじめが疑われる行動、言動を早期発見することができた。
・問題行動や特別支援に関わる情報を職員間で共有することで、いじめにつながるような行動・言動に注意を向けることができた。

【早期対応】

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で直ちにその行為を止めさせる。
- ② 「いじめ対策委員会」を中心に、関係児童から事情を聴取し、いじめの有無を確認する。結果を被害加害児童の保護者に説明すると共に、教育委員会へ報告する。
- ③ 被害児童の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、その保護者への支援を行う。
- ④ いじめた児童への指導を行うと共に、保護者により良い成長に向けての取組方針を伝え、協力を求める。
—昨年度の取り組みの評価—
・被害、加害児童の両者から聴き取りを行い、両者が納得するような指導を行うことができた。

【PTAや地域との連携】

- * PTAとの各種会議や懇談会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校学年だよりを通して、協力を呼びかけたりして保護者との連携を推進する。
- * 日頃から電話や教育相談日の設定等を通して、保護者が相談しやすい雰囲気作りに努め、いじめ指導に対しての理解や協力を得る。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 道徳、学級活動を中心に、いじめについて考える場や機会を設定し、子ども自らがいじめを無くそうとする態度を育む。
- * 児童集会においてピア・サポート活動について考える場を設定し、いじめの無い学校にしていくとする気運を高める。
- * 帰りの会等で、「善い事見つけ」を行い、安心して学べる学校作りを推進する。

【いじめ対策委員会】

委員

校長 教頭 教務主任
 生徒指導主任 学年主任 養護教諭
 担当学年教諭 担任 保健主事
 スクールカウンセラー 特別支援 C
 通級指導担当

【職員研修・指導体制】

【取組等の点検】

- * 年度始め、いじめの基本認識を共有する。

* いじめ問題に関する事例研究の研修を行うと共に、スクールカウンセラーや通級指導担当との連携を深め、職員の実践的指導力の向上を図る。

- * 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、いじめを見逃さないよう自らの感性を豊かにするために、定期的に活用するようにする。
- * 基本方針に従い、PDCAサイクルによる見直しを行い、実効性のある取り組みになるように努める。

【関係機関との連携】

- * 教育政策課や子ども家庭課、子ども若者支援課、児童相談所、警察等と情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行う。
- * いじめる児童の背景に、保護者の愛情不足や虐待等、家庭の要因が考えられる場合は、児童相談所等の協力を得ることも視野に入れておく。
- * 幼稚園、中学校との連携を強化する。